

事業者の方へ

愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づく

太陽光発電施設用地の造成に係る事前協議の手引

令和6年6月

愛知県

## 目 次

### I 事前協議を行う事業者の方へ

1	はじめに	1
2	目的	1
3	対象事業	2
4	事業計画策定にあたっての留意事項	2
5	協議申出書作成にあたっての事前調整・留意事項	5
6	土地開発行為事前協議の流れ（概要）	9

### II 土地開発行為協議申出書の記載例等

1	記載例・記載に際しての注意事項	10
2	図面等作成上の留意事項	22
3	土地開発行為協議申出書に係る主な県関係機関一覧	24
4	市町村窓口一覧	26

### 参考となるWebサイト

- ・なっとく！再生可能エネルギー（資源エネルギー庁Webサイト）  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html)
- ・「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」について  
平成30年12月27日（環境省）  
<https://www.env.go.jp/press/106294.html>
- ・「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」について  
令和2年3月31日（環境省）  
<http://www.env.go.jp/press/107899.html>

## I 事前協議を行う事業者の方へ

### 1 はじめに

愛知県内において、1ヘクタールを超える土地開発行為を行おうとするときは、法令に基づく許認可の申請等をされる前に、「愛知県土地開発行為に関する指導要綱」（以下、「指導要綱」という。）に基づき、知事と協議をしていただきます。太陽光発電施設の設置に係る開発行為についても、指導要綱の対象となる場合には、協議が必要です。

平成24年に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（現在は「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」。以下、「再エネ特措法」という。）が制定され、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まって以来、全国で太陽光発電施設の設置が急速に進んでいます。

しかし、大規模な山林開発を伴う事業等においては、土砂崩れや水害などの防災面での懸念や、地域住民の理解が得られずトラブルに発展するケースが生じています。

大規模な太陽光発電施設の設置にあたっては、立地について、国や県、市町村が定める土地利用に関する諸計画や関係法令等に照らし、慎重に検討する必要があります。また、事前に災害発生リスクや地域住民への影響等を適切に把握し、対策を講じることにより、地域と調和した土地開発行為とすることが求められます。安全性や良好な環境を確保するとともに、発電施設が設置される地域との信頼関係を築き、共生をはかることが必要不可欠です。

資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン」においても、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることが求められています。

### 2 目的

この手引は、指導要綱に基づく太陽光発電施設用地の造成に係る事前協議に関する手続を解説するとともに、関係法令等における留意・調整事項、地域との良好な関係の構築方法等について示すことで、当該開発を地域との共生が図られた適正なものとするを目的とするものです。

指導要綱に基づく事前協議とは、法令の規定に基づく許認可申請等の前に、あらかじめ、総合的かつ計画的な見地から開発行為について助言・指導を行う制度です。協議を経ることで、法令の許認可等の見通しを立て、適正な開発行為を行うことができます。

太陽光発電事業を行おうとする方は、太陽光発電施設の用地の造成に関する土地開発行為にあたり、この手引に基づき計画・準備を行い、窓口で相談の上で協議申出書を作成し、手続を進めてください。

### 3 対象事業

太陽光発電施設の設置を行う、指導要綱の適用対象となる事業

※指導要綱の適用対象は、以下①～④の全てを満たすものです。

#### ① 事業主体

- ・民間事業者、個人等

行政機関、公的団体が事業主体となる場合は取り扱いが異なることがあります。

#### ② 所在地

- ・開発区域が名古屋市の区域外に所在するもの

名古屋市と他の市町の区域にまたがる場合は、他の市町の区域が1ヘクタールを超えれば対象となります。

- ・開発区域が市街化区域外に所在するもの

市街化区域外とは、市街化調整区域または都市計画区域外をいいます。

市街化区域外と市街化区域にまたがる場合は、市街化区域外の面積が1ヘクタールを超えれば対象となります。

#### ③ 面積

- ・開発区域の面積が1ヘクタールを超えるもの

開発とは、土地の区画形質の変更をいいます。農地や山林に太陽光施設を設置する等、土地利用を他用途に転換する場合は、開発行為にあたります。

開発区域には次の区域を含みます。

- 造成等を行わないで太陽光パネルを設置する区域
- 完成後の施設の区域外となるものの造成等を行う区域（造成協力地）
- パネル設置箇所の周辺の緑地、残置森林等として確保する区域

#### ④ 施設

- ・太陽光発電施設を土地に設置するもの

建物上（屋根等）に設置するもの及び田畑の上部に設置する営農型太陽光発電設備は対象外です。発電施設の出力、再エネ特措法の認定を受け売電を目的とするか否かは問いません。

※上記は概略です。個別の計画が指導要綱の対象となるか否かについては、計画図面等を御準備のうえ、都市計画課盛土対策室（東三河地区の事業計画については、東三河建設事務所総務課）にお問い合わせください。

### 4 事業計画策定にあたっての留意事項

#### （1）立地の選定に際して

立地基準を踏まえ、国、県等が定める土地利用に関する諸計画や関係法令等に照らし、開発に適した土地かどうか慎重に検討してください。

① 国、県等が定める土地利用に関する計画の例

国土利用計画、愛知県土地利用基本計画、市町村総合計画、都市計画区域マスタープラン、市町村都市計画マスタープラン

② 関係法令において開発が不適当とされる区域の例

※区域除外、許可等の見込みについては、各関係機関に確認してください。

○自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく**自然環境保全地域の特別地区、生息地等保護区の立入制限地区と管理地区**

○自然公園法、愛知県立自然公園条例に基づく**自然公園特別地域**

○農業振興地域の整備に関する法律に基づく**農用地区域**

○森林法に基づく**保安林指定区域**

○河川法に基づく**河川区域、河川保全区域**

○砂防指定地内における行為の規制に関する条例に基づく**砂防指定地**

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく**急傾斜地崩壊危険区域**

○文化財保護法、愛知県文化財保護条例に基づく**史跡・名勝・天然記念物の指定地**

③ 開発候補地から除外することが望ましい区域の例

○自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく自然環境保全地域の普通地区、生息地等保護区の監視地区

## (2) 所在市町村との調整

① 計画のできるだけ早い段階で、所在市町村の理解が得られるよう、市町村の担当課に相談の上、地域の実情、意向等を把握し、市町村の土地利用計画等に合致するかを確認してください。あわせて、**市町村独自の土地利用に関する条例や要綱等の適用、手続等について確認**してください。

② 指導要綱に基づく事前協議は、市町村の指導要綱窓口協議申出書を提出し、市町村において市町村所管法令を始めとする関係法令及び土地利用規制等の調査・調整が行われ、市町村長の意見を付して県に送付される流れとなっています。

事前協議を円滑に行うためには、市町村との事前調整が不可欠となっていますので、協議申出前に、所在市町村の指導要綱窓口担当課及び関係法令所管課に事業内容等を相談、説明し、理解を得てください。

③ 所在市町村において、地域との共生に関する指導、助言を受けてください。

## (3) 地域住民との調整

① 事業者は、事業計画策定の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施してください。

② 事業者は、太陽光発電施設の設置にあたり、事業内容、施工、維持管理、防災

対策、撤去・廃棄の計画等について、地域住民の理解を得られるよう周知を行ってください。

- ③ 地域住民への周知にあたっては、周知の範囲、周知方法（説明会、訪問、資料配付等）について所在市町村、地域の関係者（地元自治会、土地改良区、漁協等）と調整を行ってください。
- ④ 地域住民から施工や維持管理等に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、協定の締結等を含め、誠意をもって対応し、地域住民の理解と協力を得られるよう努めてください。
- ⑤ 事業計画の周知については、周知の方法、対象、内容、結果等を記載した書面を作成し、配付資料等と合わせて協議申出書に添付してください。また、協議中に周知を行う場合には、周知後速やかに上記資料を所在市町村及び県に提出してください。
- ⑥ 説明会の実施にあたっては、資源エネルギー庁が策定した「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に記載する該当事項を遵守してください。

#### （４）電気事業法、再エネ特措法所管官庁との調整等

電気事業法、再エネ特措法など、当該発電事業に係る関係法令等のほか、次の事項に留意してください。

- ① 資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び電気設備に関する法令に係る安全基準等を遵守してください。
- ② 土地利用規制に関する法令、設備に関する法令等の関係法令に違反した場合、再エネ特措法の認定が取消しとなる可能性がありますので注意してください。
- ③ 電気事業法や再エネ特措法関係の手続き等に関しては、次の所管官庁と適宜に、相談、協議をしてください。
- ④ 森林法、盛土規制法<sup>(※)</sup>、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地法に基づく許可等が必要な場合は、再エネ特措法の認定申請をする前に当該許可等を取得していることが申請要件となっています。

(※) 盛土規制法に基づく規制区域の指定までは旧宅造法による規制が適用となります。

調整事項	調整先
電気事業法関係	中部近畿産業保安監督部電力安全課
再エネ特措法 関係	中部経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課

## 5 協議申出書作成にあたっての事前調整・留意事項

### (1) 土地利用計画

- ・管理用通路、法定外公共物、造成協力地等も含めて計画してください。
- ・近隣に住宅が存する場合は、パワーコンディショナーの位置等についても配慮が必要です。

### (2) 事業内容等

- ・FIT/FIP制度を利用して売電を行う計画である場合には、認定書及び電力会社との接続同意書類の写しを添付してください。なお、手続き途中の場合は、認定申請書の写し等を添付し、協議結果通知までに認定書の写しを提出してください。

但し、森林法、盛土規制法<sup>(※)</sup>、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地法に基づく許可等が必要な場合は、当該許認可等の取得後に認定申請となるため、事前協議時点で再エネ特措法の認定書の写しの添付は不要です。当該許認可等を取付後に認定申請を行ってください。

(※) 盛土規制法に基づく規制区域の指定までは旧宅造法による規制が適用となります。

### (3) 緑地計画

- ・緑地は、開発の規模、地形等を勘案して各基準に従い計画してください。  
＜参考＞自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例  
開発区域の25%以上（現況山林を含む場合、全敷地面積の8%以上を保全緑地とする。）
- ・緑地及びその質の確保については、「自然環境の保全と再生のガイドライン」（愛知県）により、生物多様性の保全に配慮してください。
- ・開発区域の境界の内側の周囲に5m以上の緩衝樹林地を配置してください。

調整事項	調整先
緑地の配置、回復緑地の樹種・植栽密度、生態系ネットワークチェックリスト等	・環境局環境政策部自然環境課 ・県民事務所環境保全課

### (4) 環境保全計画

#### ① 自然環境の保全

- ・開発区域内に現存する植生、生息する動物、特異な地形、地質等の自然環境の保全についての措置を具体的に記載してください。特に、「愛知県版レッドリスト」及び「環境省レッドリスト」に掲載されている希少種に関しては、事前に生息生育情報を当該市町村等に確認してください。
- ・開発区域の面積が20ha以上の場合は、区域内の自然環境の状況及び良好な自然環境の保全に関する四季を通じた調査（自然環境保全調査）が必要となります。

また、自然公園の特別地域において申請にかかる行為の場所の面積が 1ha 以上である場合、あるいは普通地域において 10ha 以上の面的広がりを持つ行為の場合等には自然環境等調査が必要となりますので、各県民事務所環境保全課又は環境局環境政策部自然環境課に相談してください。

面積要件		調整事項	調整先
20ha 以上		自然環境保全調査	環境局環境政策部自然環境課 県民事務所環境保全課
自然公園	特別地域 1ha 以上	自然環境等調査	
	普通地域 10ha 以上		

## ② 公害防止計画

- ・工事中及び造成後の土壌・地下水汚染、大気汚染、騒音、振動、土砂の運搬に伴う粉じん、水質汚濁の対策、廃棄物の適正な処理等、公害の発生を防止するために講ずる措置について具体的に検討してください。
- ・排水先の水質について、必要に応じて港湾管理者、漁業協同組合、市町村等と調整してください。
- ・廃棄物（当該開発前に開発区域内に残置または埋設された廃棄物を含む。）については、二次公害が発生しないように必要な措置を講ずるように計画してください。特に、太陽光パネルを廃棄する際には、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」（環境省）に基づき適正に処理してください。
- ・周辺や道路の状況、工法等からして公害の発生の恐れがないと認められるように計画してください。
- ・表土の整地にあたっては、土壌環境及び流下する水質が著しく改変しないように工法や砕石材等の種類に配慮した計画としてください。

## ③ その他

- ・発電出力 3 万 kW 以上または開発区域の面積が 75ha 以上の場合は、環境影響評価（アセスメント）が必要となりますので、環境局環境政策部環境活動推進課に相談してください。

要件	調整事項	調整先
出力 3 万 kW 以上 または 面積 75ha 以上	環境影響評価	環境局環境政策部環境活動推進課

## (5) 給水計画

- ・給水計画がある場合は、受給元及び受給量について検討してください。

## (6) 排水計画

### ① 雨水排水

- ・開発に伴う雨水流出抑制対策として（沈砂）調整池、貯留（浸透）施設等を設置



するにあたり、設置の方法、構造、容量、放流量等について検討し、開発区域外への排水にあたっては、下記に示す関係機関と調整してください。

排水先	調整先（例）
河川（一級河川、二級河川、準用河川、普通河川）	河川管理者（国、県、市町村等）
農業用排水施設、農業用ため池	施設管理者（市町村土地改良担当課、土地改良区等）
法定外公共物（排水溝、自然沢等）	当該公共物管理者

## ② 汚水排水

- ・汚水排水計画がある場合は、下水道接続・合併処理浄化槽設置について検討し、排水基準について調整してください。

## （7）交通処理計画

- ・乗入口の設置、工事車両及び運搬車両の通行、交通安全対策、交通誘導員の配置、渋滞緩和対策、生活道路・通学路への配慮等について検討を行い、下記に示す関係機関と調整してください。
- ・必要に応じて、工事中及び工事後においても関係機関と調整を行ってください。

調整事項	調整先（例）
乗入口の設置、工事・運搬車両（特殊車両を含む）の通行、渋滞緩和対策等	道路管理者（国、県、市町村等） 所管警察署（警察署の意向により警察本部交通規制課）
交通安全対策、交通誘導員の配置等	所管警察署（警察署の意向により警察本部交通規制課）
生活道路・通学路への配慮等	所在市町村、自治会、学校等

## （8）防災計画

- ・工事中及び造成後の土砂の流出、造成地の崩壊防止等災害の防止のために講ずる措置、開発行為に伴う雨水の流出増を抑制するための対策について検討してください。
- ・調整池、沈砂池、擁壁等の施設が各基準に従い適正に設けられるとともに、法面等の安定保護のための措置が十分行われるよう計画してください。
- ・これらの防災対策施設について適正な維持管理を行うよう計画してください。

調整事項	調整先
土砂流出防止対策、擁壁・小段の設置	<b>【森林法】</b> 農林基盤局林務部森林保全課 農林水産事務所林務課 <b>【砂防法】</b> 建設局砂防課 建設事務所維持管理課 <b>【宅地造成等規制法】</b> 建築局建築指導課

	建設事務所建築課
沈砂池・調整池の位置・容量・工法・維持管理計画等	<b>【森林法】</b> 農林基盤局林務部森林保全課 農林水産事務所林務課 <b>【特定都市河川浸水被害対策法】</b> 建設局河川課 建設事務所維持管理課、河川整備課 <b>【砂防法】</b> 建設局砂防課 建設事務所維持管理課

### (9) 事業の実施方法等

- ・不足土または残土が生じる場合に、搬入元または搬出先、経路、台数、期間について具体的に検討してください。

### (10) 公共施設計画等

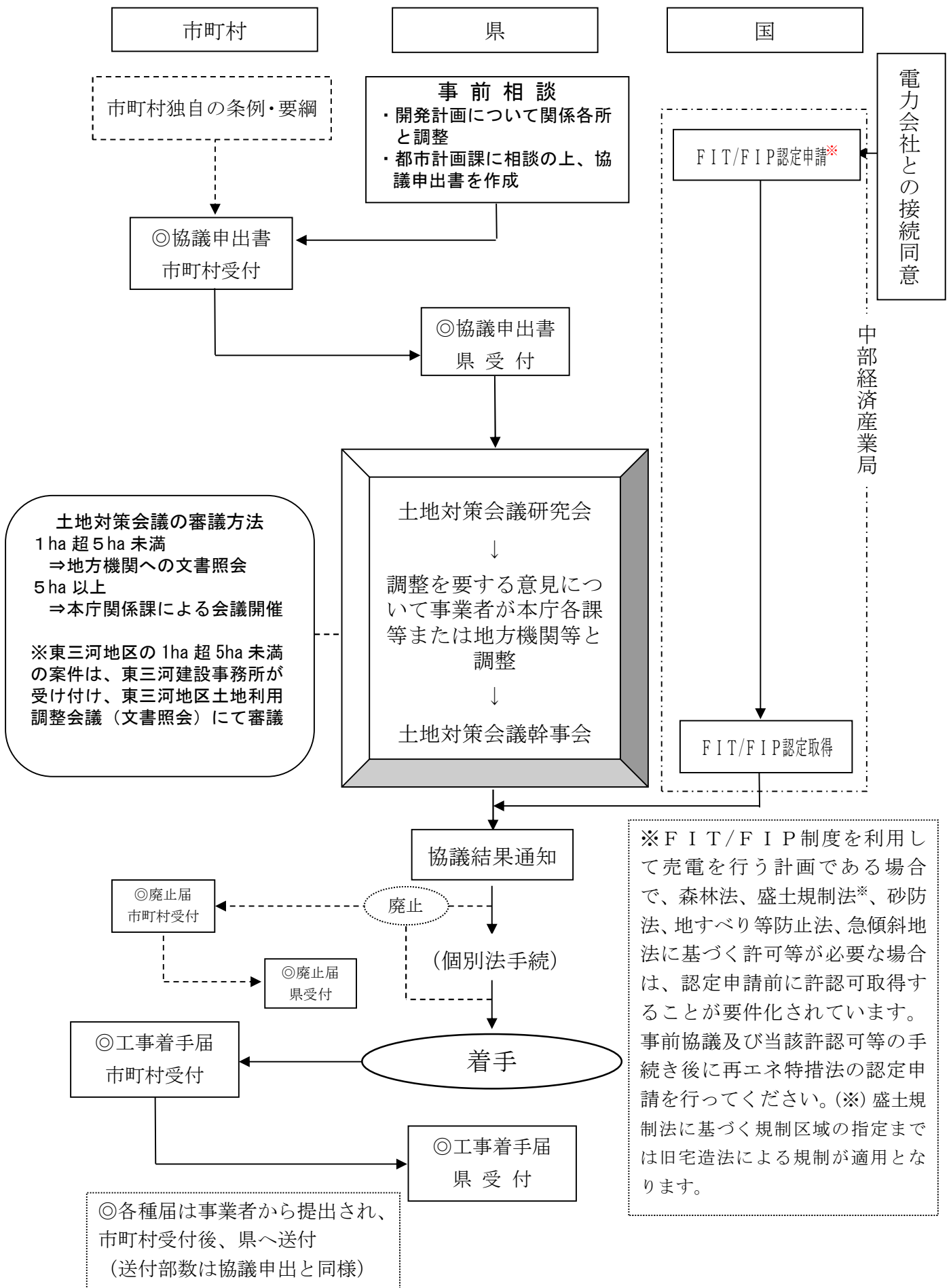
- ・開発行為に伴って必要とされる道路等の公共施設の管理予定者等について調整してください。
- ・開発区域に存在する里道や水路の処理（付替え、払下げ）等についても市町村等と調整してください。

### (11) その他参考となる事項

- ・地元代表者、隣接土地所有者、地域住民、土地改良区等の利害関係者の同意・理解が得られるよう調整してください。
- ・地域住民に対しての事業計画の周知やその他必要な調整の方法については、所在市町村あるいは自治会等と相談してください。説明会の実施にあたっては、資源エネルギー庁が策定した「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に記載する該当事項を遵守してください。
- ・開発区域内における墓地、埋蔵文化財包蔵地及び史跡名勝天然記念物指定地並びに天然記念物指定種の生息、土地改良事業等の有無や、電気事業法の基準及び手続きについて、下記に示す関係機関に確認してください。

確認事項	確認先
墓地の有無	市・・・市役所 町村・・・県保健所（権限移譲された町村の場合は町村役場）
埋蔵文化財包蔵地及び史跡名勝天然記念物指定地並びに天然記念物指定種の生息の有無	市町村文化財担当課
土地改良事業の有無	農林水産事務所建設課
電気事業法の基準・手続き	中部近畿産業保安監督部電力安全課

## 6 土地開発行為事前協議の流れ（概要）



## II 土地開発行為協議申出書の記載例等

### 1 記載例・記載に際しての注意事項

#### <記載例>

様式第 1							
土地開発行為協議申出書							
年 月 日							
愛知県知事 殿							
申出者 〒***-**** ○○市○○町○番地							
○○ソーラー株式会社 代表取締役 ○○ ○○							
連絡先 〒***-**** ○○市○○町○番地							
株式会社○○設計事務所 ○○							
電話 052-999-9999 メール abc@abc.co.jp							
愛知県土地開発行為に関する指導要綱第 4 第 1 項の規定に基づき、次のとおり協議を申し出ます。							
開発行為の名称		○○市○○町地内○○太陽光発電施設設置事業					
開発行為の目的		太陽光発電施設を設置し、電気の供給及び販売を行う。					
開発区域の位置		○○市○○町○○○番 始め○筆					
開発区域の面積		15,728.35 m <sup>2</sup> (公簿面積 12,523.13 m <sup>2</sup> )					
開発区域の諸条件	土地利用規制		市街化調整区域、地域森林計画対象民有林、砂防指定地				
	地目	区分	宅地	田・畑	山林・原野	その他	計
		面積 m <sup>2</sup>	—	12,345.67	2,345.67	1,037.01	15,728.35
		比率 %	—	78.5	14.9	6.6	100.0
その他の事項		○○市所有財産 (公衆用道路 234.56 m <sup>2</sup> 、用悪水路 345.67 m <sup>2</sup> )、ため池 (456.78 m <sup>2</sup> )					
開発区域周辺の状況		開発区域の周辺は、松、杉等を中心とした山林地域で、東側には農地も存在する。南側には県道○○線が走る。					
計 画 概 要		別紙のとおり。					
その他参考となるべき事項		再エネ特措法の認定について中部経済産業局に申請済み。 「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)」(資源エネルギー庁)を遵守します。					

## ＜記載に際しての注意事項

- ・「開発行為の名称」は、開発区域の地名を冒頭に入れた上で事業名を入れてください。例えば、「〇〇市〇〇町地内太陽光発電施設設置事業」と記載してください。複数の地域に跨る場合には、「〇〇市〇〇町他地内～」などと記載してください。事業者名や計画・プロジェクト名は記載しないでください。
- ・「開発行為の目的」は、「太陽光発電施設を設置し、電気の供給及び販売を行う。」等、簡潔に記載してください。
- ・「開発行為の位置」は、地番まで記載するとともに、2筆以上あるときは、代表地番を記載し、「〇番 始め〇〇筆」と記載してください。（例えば、開発区域の土地が全30筆あるときは、「〇番 始め30筆」と記載してください。）また、全ての土地について、地番、地目、面積、所有者等を記載した土地一覧表を添付してください。（土地一覧表の様式は、図面作成上の留意事項に掲載しています。）
- ・「開発区域の面積」は、㎡を単位として、実測面積（小数第2位まで）を記載してください。なお、（ ）欄には公簿面積を㎡単位で記載してください。
- ・「土地利用規制」は、市街化調整区域、農業振興地域（農用地区域、農用地区域外）、農地、地域森林計画対象民有林、保安林、砂防指定地、宅地造成工事規制区域、特定都市河川流域（〇川）、河川保全区域、埋蔵文化財包蔵地及び史跡名勝天然記念物指定地並びに天然記念物指定種の生息等と、開発区域内の土地利用規制の状況を記載してください。
- ・「開発区域の地目ごとの面積」は、㎡を単位として、公簿地目ごとの実測面積の合計（小数第2位）を記載し、土地一覧表の地目、面積と整合させてください。また、「地目ごとの比率」は、小数第1位までの数値を記載してください。
- ・「その他の事項」は、宅地、田・畑、山林・原野以外の公簿地目（道路、水路、ため池、雑種地等）の実測面積を記載してください。公有財産等がある場合は、「〇〇市所有財産（道路〇〇〇.〇〇㎡、水路〇〇〇.〇〇㎡）」などと記載してください。
- ・「その他参考となるべき事項」は、再エネ特措法の認定を取得して事業を実施する場合にはその旨を記載してください。なお、森林法、盛土規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地法に基づく許可等が必要な場合は、認定申請前に当該許認可等を取得することが要件化されていますので、申請予定である旨を記載してください。（※）盛土規制法に基づく規制区域の指定までは旧宅造法による規制が適用となります。
- ・認定取得予定の有無によらず、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）を遵守する旨を記載してください。

<記載例>

1 土地利用計画

区分		面積 (㎡)	構成比 (%)	備考
構造物	パネル用地			
	変電施設用地			
	小計			
道路	通路			
	車路			
	小計			
緑地	保存緑地			
	回復緑地			
	小計			開発後敷地の○%
法面				
調整池				容量= ㎡
沈砂池				容量= ㎡
道路拡幅				〇〇市に帰属
水路付替				〇〇市に帰属
合計				

※該当がない欄は削除してください。

2 事業内容等

(1) 事業内容

- ・太陽電池モジュール（製品仕様：メーカー、品番）
- ・パネル枚数（枚）、パワーコンディショナー・昇圧ユニット設置数（基）
- ・発電容量（kw）
- ・年間発電量(kwh/年）（一般家庭に換算すると〇〇世帯分かも記載）
- ・事業期間（電力供給開始から〇年）

(2) パネル設置工事

- ・パネルの搬入経路
- ・パネルの搬入車両（トラック〇t 車〇台 一日当たり〇台）
- ・工事期間 〇年〇月から〇年〇月（延べ〇日）

(3) 施設の運営主体及び管理方法等

- ・運営主体
- ・保守管理委託業者
- ・定期点検の回数等
- ・施設の維持管理等
- ・パネルの撤去・廃棄等

3 緑地計画

開発区域内の境界の内側を主に\*\*\*. \*\*㎡ (\*\*. \*%) の緑地を確保する。

開発区域の境界の内側の周囲に〇m以上の緩衝樹林地を配置する。

植栽により回復緑地する法面については、斜度を〇度以下とする。

なお、回復緑地には、10 ㎡当たり〇〇等の高木を1本、〇〇等の低木を3本以上植栽する。植栽にあたっては、「自然環境の保全と再生のガイドライン」に基づき、在来種や地域の植生に配慮し、生物多様性の保全に努める。

## <記載に際しての注意事項>

### 1 土地利用計画

- ・「土地利用計画」は、土地利用区分ごとに、面積（㎡：小数第2位まで）、構成比（小数第1位まで）を記載してください。
- ・「土地利用計画平面図」の凡例と同じになるように記載してください。

### 2 事業内容等

- ・パネルの搬入経路については、別途経路を図面に表示してください。
- ・次の参考資料については、写しを添付してください。  
「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（経済産業省）」（事前協議時に認定を受けている場合）  
「ご契約内容のお知らせ（中部電力株式会社）」（事前協議時に契約済みの場合）  
なお、手続き途中の場合は、写し等を添付し、事前協議中に上記資料を提出してください。
- ・施設の維持管理計画等について記載してください。
- ・借地、所有地にかかわらず、将来的に太陽光発電施設の撤去にあたり廃棄が必要となる場合の処理方法について記載してください。
- ・太陽光発電施設の設置にあたっては、周辺及び背景となる景観との調和に配慮してください。

### 3 緑地計画

- ・緑地は、開発の規模、地形等を勘案して各基準に従い計画してください。  
<参考>自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例  
開発区域の25%以上（現況山林を含む場合、全敷地面積の8%以上を保全緑地とする。）
- ・回復緑地は、植栽する樹種（分かる範囲で記載。在来種や地域の植生に配慮のこと）、植栽密度等を記載してください。  
<参考>自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（①～③のいずれか）  
① 10㎡当たり高木2本以上  
② 10㎡当たり低木6本以上  
③ 10㎡当たり高木1本、低木3本以上
- ・法面の勾配によっては、緑地率へ算入できない場合があるので注意してください。（概ね25度以下）
- ・緑地及びその質の確保については、「自然環境の保全と再生のガイドライン」（愛知県）により、生物多様性の保全に配慮してください。
- ・開発区域の境界の内側の周囲に5m以上の緩衝樹林地を配置してください。

## <記載例>

### 4 環境保全計画

#### (1) 自然環境の保全

例1 ○○市環境課に確認したところ、特に保全すべき自然環境は存在しないが、(森林の場合：開発区域内の森林はできるかぎり保存することとし、) 仮に希少種な動植物を発見した際には、関係機関と協議の上、適切に対処する。

例2 事業区域内に希少植物である○○の生育情報があるため、……。

例3 自然環境保全調査の結果、開発区域内に希少植物である○○が生息していることが判明しているため、専門家の意見を踏まえ、該当箇所は変更しないこととし、現況のまま保存する。

例4 …○○については、開発区域外に移植する。

#### 2) 公害防止計画

##### <工事中>

##### a. 土壌汚染対策

外部から土砂を搬入する際は、汚染された土壌を持ち込まないように……。

##### b. 騒音振動対策

低騒音型及び低振動型の工事機械を使用するとともに……。工事車両の通行時間及び作業時間は平日午前○時から午後○時までとし、土日、祝日は工事を行わない等……。

##### c. 粉じん対策

粉じん飛散対策として、随時散水を行い……。ダンプトラックには、土砂の飛散を防止するため、荷台カバーの使用を徹底するほか、タイヤに付着した土砂を水洗いするための施設を設置するなどの対策を講じ……。

##### d. 水質汚濁対策

雨水はすべて沈砂調整池に……。

##### e. 廃棄物対策

工事中に生じた廃棄物については、排出事業者の責任において、廃棄物処理法に基づき適正に処理するとともに、廃棄物の減量化、再利用化及び再資源化に努める。

##### <工事後>

##### a. 土壌汚染対策

……。

##### b. 騒音振動対策

パワーコンディショナー及び昇圧ユニットについては、低周波を含めた騒音及び振動対策を講じ、……。

##### c. 水質汚濁対策

……。

##### d. 廃棄物対策

事業活動において発生した廃棄物は、廃棄物処理法に基づき排出事業者の責任において適正に処理する。

##### <その他>

工事中は、低公害・低燃費車の使用に努める。

事業開始後は、雑草等が繁茂しないように定期的に除草を行う。

工事中及び事業開始後に苦情が発生した場合は、事業者の責任において対処する。

### 5 給水計画

○○市上水道より○○○m<sup>3</sup>/日(平均)を受給する。

(積算等を記載してください。)



## <記載に際しての注意事項>

### 4 環境保全計画

#### (1) 自然環境の保全

- ・開発区域内に現存する植生、生息する動物、特異な地形、地質等の自然環境の保全についての措置を具体的に記載してください。特に、「愛知県版レッドリスト」及び「環境省レッドリスト」に掲載されている希少種に関しては、事前に生息生育情報を当該市町村等に確認してください。
- ・開発区域の面積が20ha以上の場合は、原則として、区域内の自然環境の状況及び良好な自然環境の保全に関する調査（自然環境保全調査）を実施し、必要な措置を講ずるようにしてください。また、自然公園の特別地域において申請にかかる行為の場所の面積が1ha以上である場合、あるいは普通地域において10ha以上の面的広がりを持つ行為の場合等には自然環境等調査が必要となりますので、各県民事務所環境保全課又は環境局環境政策部自然環境課に相談してください。

#### (2) 公害防止計画

- ・土壌・地下水汚染、大気汚染、騒音、振動、土砂の運搬に伴う粉じん、水質汚濁、廃棄物の適正な処理等の公害の発生を防止するために講ずる措置を、工事中・工事後に分けて具体的に記載してください。
- ・廃棄物（当該開発前に開発区域内に残置または埋設された廃棄物を含む。）については、適正に処理し、二次公害が発生しないように必要な措置を講ずるように計画してください。特に、太陽光パネルを廃棄する際には、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」（環境省）に基づき適正に処理してください。
- ・周辺の状況、道路の状況、工事の方法等からして公害の発生の恐れがないと認められるように計画してください。
- ・表土の整地にあたっては、土壌環境及び流下する水質が著しく変化しないように工法や砕石材等の種類に配慮した計画とし、表面処理方法（例：砕石舗装、防草シート張等）を明示してください。
- ・「その他」には、自然との共生、周辺に対する影響等に配慮する事項についても記載してください。

### 5 給水計画

- ・「給水計画」は、受給元及び受給量（ $\text{m}^3$ を単位として、1日平均給水量）を記載してください。
- ・使用水を循環利用する場合は、使用量、方法（フロー図等を併記）等を記載してください。
- ・開発の規模、内容等から想定される需要に支障をきたさないよう計画してください。
- ・太陽光発電施設設置につき「給水計画」がない場合は、なしと記載してください。

<記載例>

**6 排水計画**

(1) 雨水排水

開発区域の西側の調整池に集水し、調整した後、既設水路（管理者：〇〇）を經由して〇〇川（〇級河川、管理者：〇〇）、〇〇川（〇級河川、管理者：〇〇）を経て、〇〇湾に放流する。（排水先と調整済）

(2) 生活排水

個別に処理した後、・・・に放流する。

- a. 排水量=〇〇〇m<sup>3</sup>/日（日平均）
- b. 処理方法=〇〇〇方式
- c. 排水基準=〇〇〇mg/l（または ppm）・・・BOD
- d. 処理対象人員=〇人

**7 交通処理計画**

(1) 交通処理計画

工事中は、工事車両の出入口に交通誘導員を配置し・・・。工事後は特に車両の出入りはないが、施設の点検等で出入りする場合は・・・。

運搬計画・交通処理計画について、事前に関係機関と調整の上、地域住民の同意が得られるよう地元説明会において説明する。工事中及び工事後に事故等の問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、適切に対処する。

(2) 交通安全対策

工事関係者や管理委託会社等に対し、法定速度、交通ルールを厳守するよう指導を徹底する。

**8 防災計画**

(1) 工事中

造成工事に当たっては、盛土法尻に流砂止柵等を設けるとともに、調整池、仮設沈砂池を設け、土砂の流出防止等・・・災害の防止に万全を期する。

区分	必要容量	計画容量	備考
調整池	〇〇〇m <sup>3</sup>	〇〇〇m <sup>3</sup>	〇〇基準による
沈砂池	〇〇〇m <sup>3</sup>	〇〇〇m <sup>3</sup>	〇〇基準による
合計	〇〇〇m <sup>3</sup>	〇〇〇m <sup>3</sup>	

(2) 工事後

開発区域に〇〇か所の調整池及び沈砂池を設け、流出水の調整及び流出土砂の堆砂をする等の措置を講ずるほか・・・の措置を講じ、災害の防止に万全を期する。

防災対策施設の維持管理計画として、月に一回堤体、管渠、沈砂状況等の点検を行い、豪雨や地震等の直後にも都度点検を実施する。異常が認められた場合には速やかに処置を行う。

区分	必要容量	計画容量	備考
調整池	〇〇〇m <sup>3</sup>	〇〇〇m <sup>3</sup>	〇〇基準による
沈砂池	〇〇〇m <sup>3</sup>	〇〇〇m <sup>3</sup>	〇〇基準による
合計	〇〇〇m <sup>3</sup>	〇〇〇m <sup>3</sup>	

【容量計算根拠】

工事中 .....  
工事後 .....

## <記載に際しての注意事項>

### 6 排水計画

- ・「排水計画」は、雨水、生活排水に区分し、それぞれ排水方法、排水系統等について具体的に記載してください。
- ・排水経路について、開発区域から河口に至る経路（流路）、河川管理者等を記載してください。経路・管理者については、県・市町村の河川管理担当課に確認してください。
- ・「生活排水」については、排水量（ $m^3$ ）及び排水基準等を記載してください。
- ・太陽光発電施設設置につき「生活排水」がない場合は、なしと記載してください。

### 7 交通処理計画

- ・「交通処理計画」は、事前に関係機関と調整の上、工事中と工事後についての対策を記載してください。
- ・運搬計画・交通処理計画について、地元説明会において説明するなど、地域住民の同意を得るよう努めてください。
- ・生活道路・通学路への配慮や、交通誘導員の配置、渋滞緩和対策、車両の乗入れ方法（左折イン左折アウト等）などについても記載してください。

### 8 防災計画

- ・「防災計画」は、工事中の土砂の流出、造成地の崩壊防止等災害の防止のために講ずる措置、開発行為に伴う雨水の流出増を抑制するための対策について具体的に記載してください。
- ・調整池、沈砂池、擁壁等の施設が各基準に従い適正な規模、位置に設けられるとともに、法面等の安定保護のための措置が十分行われるよう計画してください。
- ・表中の備考欄に積算の根拠とした基準等を記載してください。
- ・特定都市河川浸水被害対策法の雨水浸透阻害行為許可を要する場合には、同基準を満たす計画としてください。また、貯留・浸透施設チェックシート 様式E（調整池容量計算システム）等を添付してください。
  - 新川流域・境川流域の総合治水対策  
（新川流域総合治水対策協議会、境川流域総合治水対策協議会）  
<http://www.sougo-chisui.jp/shinkawa/yoshiki.html>
- ・雨水流出抑制等について、県、所在市町村等により、他の許可基準、要綱等が設けられている場合は、各基準を満たす計画としてください。（〇〇市雨水調整池設置要綱、〇〇市雨水流出抑制に関する基準等）
- ・これらの防災対策施設について適正な維持管理を行うよう計画してください。

<記載例>

**9 事業の実施方法等**

(1) 資金計画

a. 事業に要する経費

項目	経費	備考
用地費	千円	○年○月○日売買契約済
土木工事費		
防災施設工事費		
太陽光発電施設費		
計		

b. 資金の調達方法

資金総額	資金の調達方法		
	種類	金額	備考
千円	自己資金	千円	
	借入金		

(2) 土量計算

区分	切土	盛土		残土	備考
		切土転用	不足土		
全体土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	

- ・ 不足土搬入元：○○○○、経路：別添経路図のとおり、台数：○t トラック延べ○○台 (○台/日)、期間：○月○日～○月○日  

$$○○○\text{m}^3 \div ○○\text{m}^3/\text{台} \div ○○\text{日} = ○\text{台}/\text{日}$$

**10 公共施設計画等**

計画区域内の法定外公共物（里道、水路）については……。

## <記載に際しての注意事項>

### 9 事業の実施方法等

#### (1) 資金計画

「事業に要する経費」の「用地費」は、既に入収済みであるときは、その「備考」欄に入収年月日等を記載してください。

#### (2) 土量計算

- ・「不足土」または「残土」が生じる場合に、搬入元または搬出先、経路、台数、期間等について記載してください。
- ・切土・盛土が発生する場合、原則として根拠となる土量計算書を添付してください。

### 10 公共施設計画等

- ・「公共施設計画」は、開発行為に伴って必要とされる道路等の公共施設等の計画概要及び管理予定者等について記載してください。  
なお、開発区域に存在する里道や水路の処理（付替え、払下げ）等についても記載してください。
- ・複数企業の共同事業（ディベロッパーによる開発を含む。）については、道路、水路、緑地、調整池等の管理者についても記載してください。

## <記載例>

### 1 1 その他参考となる事項

(1) 土地の選定理由

.....。

(2) 利害関係者の同意状況

開発区域土地所有者 ○○年○○月○○日同意

○○土地改良区 調整中

隣接土地所有者 ○○年○○月○○日説明済み

○○自治会 ○○年○○月○○日説明済み

地域住民 ○○年○○月○○日説明会開催予定

(3) その他

a. 開発区域内に墓地はない旨、○○市○○課に確認済み。

b. 埋蔵文化財包蔵地等には当たらない旨、○○市○○課に確認済であるが、造成中に文化財等を発見した場合は、速やかに届け出し指示に従う。

c. 開発区域内において土地改良事業が実施されていない旨、○○農林水産事務所建設課に確認済み。

d. 工事完了後は、世界測地系の座標値を用いて精度の高い測量を行う。

e. 本事業に伴う土地取引にあたっては、国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定に基づき、契約後速やかに届出を行う。

f. 電気設備について、中部近畿産業保安監督部と相談の上、所要の手続きを行う。

g. ○○市○○条例に基づく手続について、○年○月○日に協議済。

### 事業関係者

#### 【設計等協力者】

住所 ○○市○○町.....

氏名 株式会社○○設計 担当○○

連絡先 \*\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*

#### 【工事施工者】

住所 ○○市○○町.....

氏名 株式会社○○工務店 担当○○

連絡先 \*\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*

## <記載に際しての注意事項>

### 1.1 その他参考となる事項

#### (1) 土地の選定理由

当該地の状況、周辺の土地利用の状況等も踏まえて、当該地に計画するに至った理由等を具体的に記載してください。

(特に、農業振興地域(農用地区域)又は保安林での開発の場合は、どうしても他の土地で代えることができない理由が必要です。また、農用地区域については、他の候補地(市街化区域等)を検討した経過や、計画区域内において担い手により利用されている農地の有無についても記載してください。)

#### (2) 利害関係者の同意状況

開発行為に関する地元地区代表者、水利権者、隣接土地所有者等の同意の状況について記載してください。また、地域住民に対して行う、事業計画の周知やその他必要な調整について記載してください。調整方法については、所在市町村あるいは自治会等と相談してください。地域住民への事業計画の周知等を行った場合には、配付資料、議事録等を添付してください。

再エネ特措法の申請においては、説明会の開催など周辺地域への事前周知が要件化されています。実施にあたっては、資源エネルギー庁が策定した「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に記載する該当事項を遵守してください。

#### (3) その他

- ・「墓地」、「埋蔵文化財包蔵地及び史跡名勝天然記念物指定地並びに天然記念物指定種の生息」、「土地改良事業の実施」の有無について関係機関に確認の上、記載してください。河川沿岸付近における開発の場合は、「河川保全区域」の該当の有無についても確認してください。
- ・工事完了後の測量について記載してください。(国土調査法第19条第5項の申請について指導することがあります。)
- ・土地取引にあたり、国土利用計画法第23条第1項に基づく届出が必要となる場合には、その状況について記載してください。
- ・電気設備について、電気事業法の所管官庁である中部近畿産業保安監督部電力安全課に適宜相談を行い、安全性等の技術基準に適合した計画としてください。
- ・再エネ特措法に基づく認定申請(変更を含む)に係る手続状況を記載し、申請書及び認定通知等の写しを添付してください。
- ・太陽光発電施設設置に関する市町村の条例、要綱及びガイドライン等に基づく手続の実施状況について記載してください。

「事業関係者」は、申出書の表紙に記載されている者以外の設計者、コンサル等が、協議の意見調整で各機関へ行く可能性がある場合、その会社の所在地、社名、担当者名、連絡先を記載してください。工事施工者が決まっている場合は併せて記載してください。

また、施設設置後などに他事業者へ施設を譲渡する計画である場合には、その旨及び譲渡先事業者の所在地(又は住所地)、社名及び代表者名(又は氏名)、連絡先を記載してください。

## 2 図面等作成上の留意事項

### 1 共通事項

- (1) 図面には、①縮尺、②方位、③凡例、④図面及び事業名称、⑤開発区域を示す線（赤線）を必ず記載し、標題は右下に配置してください。
- (2) 図面の施設、工作物等は、適宜彩色等の手法を用いて明示してください。
- (3) 図面は原則A3判としてください。

### 2 個別事項

図面は、以下の順で関係書類を並べた後、下表の順に並べてください。適宜図面番号を付してください。

- ①協議申出書（鑑）（様式第1）  
 ②協議申出書別紙（開発概要本文）

図書の種類	縮尺	明示すべき事項																																																														
事業実施工程表	—	事前協議期間、許可等申請期間、用地買収、測量、実施設計、工事着手、工事完了、供用開始、その他事業実施に係る工程等																																																														
土地一覧表	—	所在、地番、公簿地目、現況地目、実測面積、公簿面積、所有者、備考欄に購入（借用）済又は購入（借用）予定等を記載																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所在</th> <th rowspan="2">地番</th> <th colspan="2">地目</th> <th colspan="2">面積(m<sup>2</sup>)</th> <th rowspan="2">所有者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>公簿</th> <th>現況</th> <th>実測</th> <th>公簿</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">*市*町</td> <td>*-*</td> <td>田</td> <td>田</td> <td>***. **</td> <td>***. **</td> <td>** **</td> <td>購入予定</td> </tr> <tr> <td>*-*</td> <td>山林</td> <td>雑種地</td> <td>***. **</td> <td>***. **</td> <td>** **</td> <td>売買契約済</td> </tr> <tr> <td>*-*</td> <td>宅地</td> <td>宅地</td> <td>***. **</td> <td>***. **</td> <td>** **</td> <td>賃借契約済</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>(里道)</td> <td>道路</td> <td>***. **</td> <td>***. **</td> <td>〇〇市</td> <td>付替予定</td> </tr> <tr> <td>∴</td> <td>∴</td> <td>∴</td> <td>∴</td> <td>∴</td> <td>∴</td> <td>∴</td> <td>∴</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合計</td> <td>****. **</td> <td>****. **</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )		所有者	備考	公簿	現況	実測	公簿	*市*町	*-*	田	田	***. **	***. **	** **	購入予定	*-*	山林	雑種地	***. **	***. **	** **	売買契約済	*-*	宅地	宅地	***. **	***. **	** **	賃借契約済	—	(里道)	道路	***. **	***. **	〇〇市	付替予定	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	合計				****. **	****. **		
所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )		所有者	備考																																																									
		公簿	現況	実測	公簿																																																											
*市*町	*-*	田	田	***. **	***. **	** **	購入予定																																																									
	*-*	山林	雑種地	***. **	***. **	** **	売買契約済																																																									
	*-*	宅地	宅地	***. **	***. **	** **	賃借契約済																																																									
	—	(里道)	道路	***. **	***. **	〇〇市	付替予定																																																									
∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴																																																									
合計				****. **	****. **																																																											
土量計算書	—	切土、盛土量の算定資料																																																														
調整池容量計算書	—	雨水浸透阻害行為許可を要する場合 貯留・浸透施設チェックシート 様式E（調整池容量計算システム）等																																																														
図面目録	—	図面番号及び名称、縮尺、枚数を記載した一覧表																																																														
開発区域位置図	1/10,000～ 50,000	市町村境界、道路、鉄道、河川等の状況																																																														
土地利用現況図	1/1,000～ 3,000	地形及び形状、周辺の道路及び河川の状況並びに公共施設等																																																														
土地利用計画平面図	1/1,000～ 3,000	造成等の箇所、パネル用地（アレイ単位で図示）、緑地、道路の位置及び幅員 等																																																														
土地整理図 (公図の写し)	—	里道、水路が赤、青により明示されているもの 筆毎に公簿地目、所有者名、面積を記載																																																														
造成計画平面図	1/1,000～ 3,000	切土、盛土等																																																														
造成計画断面図	—	造成計画平面図の定点断面を示した縦横図																																																														

(次ページへ続く)



図書の種類	縮 尺	明示すべき事項
排水計画平面図（ <u>工事中</u> ）	1/1,000～ 3,000	調整池、沈砂池、水路等の位置、規模及び調整容量、構造図（平面図、立面図）、集水区域、水の流れ、下流河川の名称等 必要に応じて排水施設容量計算書等を添付すること
排水計画平面図（ <u>工事後</u> ）	1/1,000～ 3,000	
太陽光パネル構造図	A3判1枚に収まる程度	アレイ構成図、変圧器構造図、パネル基礎構造図等
土砂搬出入経路図 パネル運搬経路図 排水経路図	A3判1枚に収まる程度	土砂の搬入元、搬出先までの経路及びパネルの運搬経路、開発区域から周辺河川等への排水経路を位置図等に示したもの
公共施設計画図・新旧図	A3判1枚に収まる程度	道路、水路（管路）等の新設・廃止等について示したもの

この他に、事前協議を進める上で、必要となる図面等（植栽計画書・計画図、軌跡図、日陰図等）を作成していただく場合があります。

### 3 土地開発行為協議申出書に係る主な県関係機関一覧

確認事項	関係法令等	本庁	地方機関等
土地開発事前協議について	愛知県土地開発行為に関する指導要綱	都市・交通局 都市基盤部 都市計画課 盛土対策室	東三河建設事務所総務課
国土利用計画法23条1項の土地取引の届出について	国土利用計画法	都市・交通局 都市基盤部 都市計画課	(市町村国土利用計画法担当課)
史跡・名勝・天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地の確認について	文化財保護法	県民文化局 文化芸術課 文化財室	(市町村文化財担当課)
環境影響評価(環境アセスメント)の手続きについて	環境影響評価法 愛知県環境影響評価条例	環境局 環境政策部 環境活動推進課	
大規模行為の届出(緑地率、植栽密度の基準等)について 自然環境保全調査について	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	環境局 環境政策部 自然環境課	所管の県民事務所 環境保全課
自然公園区域内における許可等について	自然公園法 愛知県立自然公園条例	環境局 環境政策部 自然環境課	所管の県民事務所 環境保全課
自然環境保全地域、生息地等保護区について	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	環境局 環境政策部 自然環境課	所管の県民事務所 環境保全課
土壌汚染対策法に基づく届出について 土地の履歴調査について	土壌汚染対策法 県民の生活環境の保全等に関する条例	環境局 環境政策部 水大気環境課	所管の県民事務所 環境保全課
指定区域内の土地の形質変更の届出について	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境局 資源循環推進課 廃棄物監視指導室	所管の県民事務所 廃棄物対策課(環境保全課)
墓地の有無等について	墓地、埋葬等に関する法律	保健医療局 生活衛生部 生活衛生課	所管の保健所 または市町村担当課
農振除外、農地転用等について	農業振興地域の整備に関する法律 農地法	農業水産局 農政部 農業振興課	所管の農林水産事務所 農政課
土地改良事業について	土地改良法	農林基盤局農地部 農地計画課 農地整備課	所管の農林水産事務所 建設課
林地開発許可、保安林解除について	森林法	農林基盤局林務部 森林保全課	所管の農林水産事務所 林務課(林業振興課、新城林務課)

確認事項	関係法令等	本庁	地方機関等
伐採届について	森林法	農林基盤局林務部 林務課	所管の農林水産事務所 林務課（林業振興課、新城林務課）
河川区域・河川保全区域等の確認、河川保全区域における行為の許可について	河川法	建設局 河川課	所管の建設事務所 維持管理課
開発行為に伴う流出抑制対策（調整池等）について	特定都市河川浸水被害対策法 開発行為に伴う流出抑制対策の指導方針	建設局 河川課	所管の建設事務所 維持管理課、河川整備課
砂防指定地の確認、砂防指定地内行為許可について	砂防法	建設局 砂防課	所管の建設事務所 維持管理課（管理課）
国土調査法19条5項の申請について	国土調査法	都市・交通局 都市基盤部 都市計画課	（市町村地籍調査担当課）
開発許可について	都市計画法	建築局 建築指導課	所管の建設事務所 建築課 または市建築指導担当課
宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の盛土等について （※）盛土規制法に基づく規制区域の指定までは旧宅造法による規制が適用となります。	宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）	都市・交通局 都市基盤部 都市計画課 盛土対策室	
宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事について	宅地造成等規制法（旧宅造法）	建築局 建築指導課	所管の建設事務所 建築課
車の乗入口、交通安全等について	道路法、道路交通法、道路構造令	建設局 道路維持課	所管の建設事務所 維持管理課（管理課）
		警察本部 交通規制課	所管の警察署 交通課

※「確認事項」の許認可等については、一部、市町村に権限移譲されているものがあります。

<県関係機関連絡先> <https://www.pref.aichi.jp/site/soshiki/> または『愛知県 各所属のページ』で検索

<警察署連絡先> <https://www.pref.aichi.jp/police/syokai/shozaichi/keisatsusho.html> または『愛知県内警察署』で検索

## 4 市町村窓口一覧（令和6（2024）年4月1日時点）

市町村名	所属名	電話番号	F A X 番号
豊橋市	建設部建築指導課	0532-51-2580	0532-56-3815
岡崎市	都市政策部都市計画課	0564-23-6271	0564-23-6514
一宮市	建設部建築指導課	0586-28-8646	0586-73-9215
瀬戸市	都市整備部都市計画課区画整理係	0561-88-2722	0561-88-2695
半田市	企画部企画課	0569-84-0605	0569-25-2180
春日井市	まちづくり推進部建築指導課	0568-85-6327	0568-85-0991
豊川市	建設部建築課	0533-89-2318	0533-89-2171
津島市	市長公室企画政策課	0567-55-9465	0567-24-1791
	建設産業部都市計画課	0567-55-9627	0567-24-9010
碧南市	総務部資産活用課	0566-95-9870	0566-48-0107
刈谷市	建設部建築課	0566-62-1021	0566-23-9331
豊田市	企画政策部都市計画課	0565-34-6605	0565-32-3794
安城市	企画部企画政策課	0566-71-2204	0566-76-1112
西尾市	産業部商工振興課	0563-65-2157	0563-57-1322
蒲都市	都市開発部都市計画課	0533-66-1142	0533-66-1193
犬山市	都市整備部都市計画課	0568-44-0331	0568-44-0366
常滑市	建設部都市計画課	0569-47-6122	0569-35-5642
江南市	都市整備部都市計画課	0587-54-1111	0587-56-5952
小牧市	都市政策部都市計画課	0568-76-1155	0568-71-1481
稲沢市	総合政策部秘書政策課	0587-32-1139	0587-23-1489
新城市	建設部都市計画課	0536-23-7640	0536-23-7047
東海市	都市建設部建築住宅課	052-603-2211	052-601-2707
大府市	企画政策部企画広報戦略課	0562-45-6212	0562-47-7320
知多市	都市整備部都市計画課	0562-36-2669	0562-32-1010
知立市	企画部企画政策課	0566-95-0114	0566-83-1141
尾張旭市	都市整備部都市計画課	0561-76-8158	0561-52-3339
高浜市	都市政策部都市計画G	0566-52-1111	0566-52-1110
岩倉市	建設部都市整備課	0587-38-5814	0587-66-6100
豊明市	経済建設部都市計画課計画建築係	0562-92-1114	0562-92-1141
日進市	都市整備部都市計画課	0561-73-2049	0561-73-1821
田原市	都市建設部街づくり推進課	0531-23-3535	0531-22-3811
愛西市	産業建設部都市計画課	0567-55-7126	0567-26-1011
清須市	建設部都市計画課	052-400-2911	052-400-2963
北名古屋市	建設部施設管理課	0568-22-1111	0568-25-5533
弥富市	建設部都市整備課	0567-65-1111	0567-67-4011
みよし市	都市建設部都市計画課	0561-32-8021	0561-34-4429
あま市	市長公室企画政策課	052-444-1712	052-444-0982
長久手市	市長公室企画政策課	0561-56-0600	0561-63-2100
東郷町	都市環境部都市計画課	0561-56-0747	0561-38-0066
豊山町	産業建設部まちづくり推進課	0568-28-0944	0568-29-3151
大口町	まちづくり部まちづくり推進課	0587-95-1614	0587-95-1641
扶桑町	産業建設部都市政策課	0587-93-1111	0587-93-2034
大治町	建設部都市整備課	052-444-2711	052-443-4468
蟹江町	産業建設部まちづくり推進課	0567-95-1111	0567-95-9188
飛島村	開発部建設課	0567-97-3464	0567-52-2320
阿久比町	総務部政策協働課	0569-48-1111	0569-48-0229
東浦町	建設部道路河川課事業推進係	0562-83-3111	0562-84-6422
南知多町	建設経済部まちなみ環境課	0569-65-0711	0569-65-0694
美浜町	産業建設部都市整備課住宅支援係	0569-82-1111	0569-82-1208
武豊町	建設部都市計画課	0569-72-1111	0569-73-0001
幸田町	企画部企画政策課	0564-62-1111	0564-63-5139
設楽町	企画ダム対策課	0536-62-0514	0536-62-1675
東栄町	総務課	0536-76-0502	0536-76-1725
豊根村	地域振興課	0536-85-1312	0536-85-1164

愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づく  
太陽光発電施設用地の造成に係る事前協議の手引  
令和6年6月

愛知県都市・交通局都市基盤部  
都市計画課盛土対策室  
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
電話：052-954-6119  
電子メール：morido@pref.aichi.lg.jp

東三河建設事務所総務課  
豊橋市今橋町6番地  
電話：0532-52-13111